

## 青色LED判決における特許法 35 条の規定する相当対価の算定

### Amount of Reasonable Remuneration under Section 35 of the Patent Law for Nichia Corporation v. Shuji Nakamura

岡崎一浩

Kazuhiro OKAZAKI

**Abstract** The Tokyo District Court awarded to Prof. Shuji Nakamura 20 billion yen for the reasonable remuneration of the blue LED patent which was deemed to have been sold to Nichia Corporation under Section 35 of the Patent Law. Three accounting offices, namely Tohmatsu (internationally known as Deloitte Touche), Shin-nihon (Ernst & Young) and joint reporting by Venture-lab and ASG (Grant Thornton), submitted three completely different assessment reports. Although the court ruling was partly based on the Venture-lab and ASG, the awarded amount was somewhat the average among the three submitted amounts. This paper compares the methodology adopted by the court and the accounting offices, and accordingly clarifies the possible outcomes for future court rulings.

#### 1. はじめに

特許権の評価鑑定は第 35 条の職務発明に対する相当対価、第 102 条の損害賠償額算定規定、税法あるいは商法上の評価、あるいはM&Aにおける理論上の評価など多岐に渡るが、本稿では、第 35 条の職務発明に対する相当対価という資産評価の問題に限定して検討する。さらに第 35 条の職務発明に対する相当対価の算定においても、さらに職務発明の範囲、その特許権全体の価値、寄与率といういくつかの論点があるが、本稿ではその

特許権全体の価値の算定について焦点を絞りたい。

さらに本稿では、この特許権全体の価値の算定を、いわゆる青色発LED特許事件に対して出された3つの鑑定書および判決を相互比較する。

中村教授が青色発LED特許の「相当の対価」に関して日亜化学工業を訴えた裁判は、次の 200 億円という東京地裁の判決(平成 13(ワ)17772)が 1 月 30 日に出されたことは記憶に新しい。

主 文

1 被告は、原告に対し、200億円及びこれに対する平成13年8月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用はこれを10分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

4 この判決の第1項は、仮に執行することができる。

2. 3つの鑑定書

この裁判に関しては次の3つの鑑定書が裁判で取り上げられた。原告側からトーマツ鑑定書およびベンチャーラボ&ASG 鑑定書の2通であり、被告側からは新日本鑑定書である。まずこれらの3つの形式的な特徴について述べよう。

最初のトーマツ鑑定書では、鑑定書の正式名称は「青色LED特許権の『相当の対価』算定における無形資産の超過収益の価値評価について」といい、監査法人所属の公認会計士の2名が鑑定書に押し、鑑定日付は平成15年8月22日、あて先は升永英俊弁護士となっている。鑑定対象は日亜の青色LEDと青色LD事業の超過収益の価値の評価に限定し、その算定方法は次の公式として

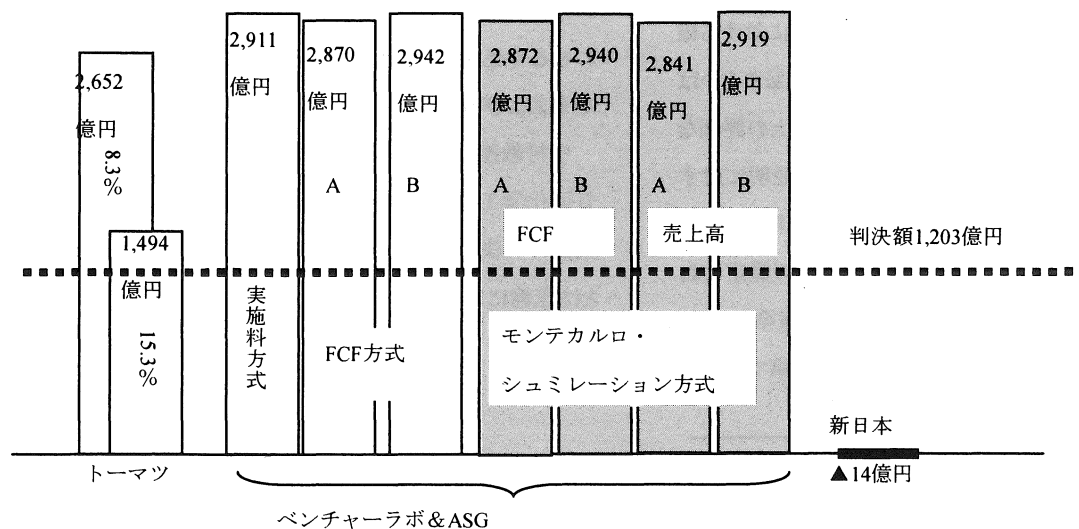
$$\text{相当対価} = \text{超過収益} \times \text{特許貢献割合} \times (1 - \text{使用者貢献割合})$$

トーマツ鑑定書では、この鑑定結果を他の鑑定方法によって相互検証していない。

もう一つの原告側鑑定書はベンチャーラボ&ASG 鑑定書で、これはベンチャーラボとASG監査法人の共同鑑定書である。正式名称を『特許権の価値評価』といい、ベンチャーラボから6名、ASG 監査法人から公認会計士2名が連名で押ししている。鑑定日に同年8月26日から9月9日までと幅があるのは、鑑定対象を「当該特許の総合的価値判断」とし、複数の鑑定方法が採用され、それらの鑑定結果が相互比較されたからである。

他方、被告側から提出された鑑定書は、新日本監査法人所属の二村隆章会計士1名の押しがある「調査結果報告書」である。調査内容は「相当の対価を算定するには…会社にもたらした利益または損失の額」であり、判決文では鑑定書と呼ぶが、あくまで一つの計算法による計算結果受託でしかない。ここでのあて先は日亜化学工業株式会社代表取締役社長小川英治、作成日は同年6月10日となっている。

通常、鑑定実務では一つの鑑定方法のみが採用されて、それだけで鑑定結果が計算されることはない。例えば平成15年1月1日から適用となる新不動産鑑定評価基準でも、第6節「鑑定評価方式の適用」で「鑑定評価方式の適用に当たっては、鑑定評価方式を当該案件に即して…、原則として、原価方式、比較方式及び収益方式の3方式を併用すべきであり、…3方式の併用が困難な場合においても、その考え方をできるだけ参酌する…」と、単



図表1 特許の評価比較 なお FCF はフリーキャッシュフローの略

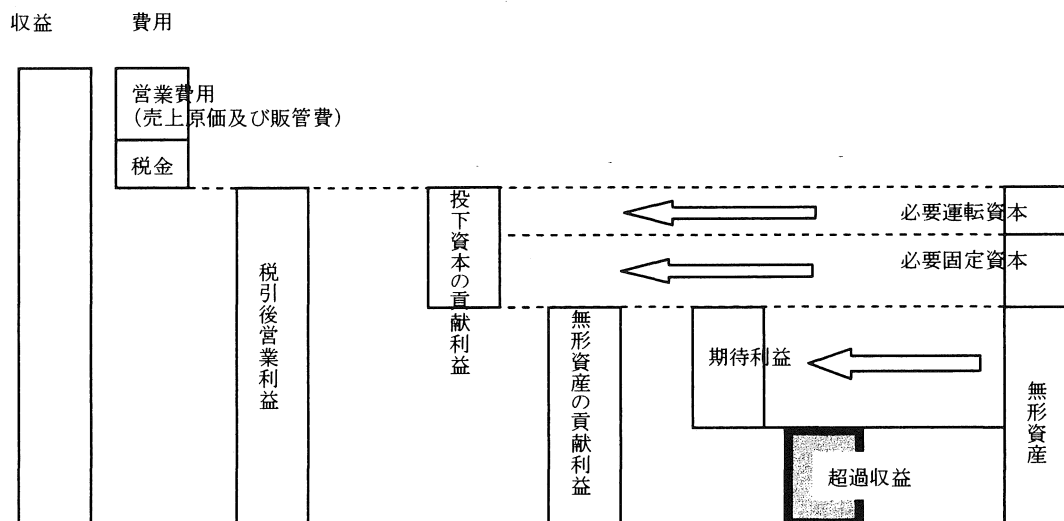
独の評価方法の単独適用を戒めている。これと照らす限り、トーマツ鑑定書および新日本鑑定書はそもそも通常に用いられている鑑定書としての適格性を欠いているといわざるを得ない。

それぞれの鑑定額は図表 1 の通りであり、判決額 1,203 億円は結果的に各鑑定書の平均値を単純平均した金額の約 7 割に相当する。

### 3. トーマツ鑑定書

トーマツ鑑定書の要旨を要約すると次頁の通りである。

ここで超過収益とは、〔本無形資産を利用して生産販売した製品から稼得した利益の額(本件では税引後営業利益を基準とする)〕-〔その製品の生産販売に貢献した特許以外の資本の期待利益額(キャピタル・チャージ)〕を資本還元した金額をいう。鑑定書は以上の関係を図表 2 で示し、その(a)と示した部分「超過収益」を資本還元している。図表 3 の①1,133 億円から②2,012 億円を法定金利の単利で再評価すると③1,494 億円から④2,652 億円となる。ここで、加重平均資本コスト 5.3%に青色LEDなど事業の開発投資リスクプレミアムの 3.0%を加算すると、資本コストは 8.3%と求めている。参考までに、開発当時の投



図表 2 キャピタルチャージの考え方

適用割引率	青色LED事業		青色LD事業		合計	
	8%	15%	8%	15%	8%	15%
本無形資産の貢献による超過収益	百万円 (a)120,824	百万円 (b)201,271	6,773	13,985	127,597	215,256
青色LED等事業に関する過年度(1994年～1997年)の事業損失	-1,618	-1,618	0	0	-1,618	-1,618
1993年以前の開発費	-1,000	-1,000	0	0	-1,000	-1,000
97年末評価額(小計)	(c)118,206	(d)198,653	6,773	(e)13,985	124,979	212,638
登録日(1997年4月18日～1997年末)の期間調整	-11,044	-10,720	-633	-755	-11,677	-11,475
登録日現在の本無形資産の超過収益の最終的な評価額	107,162	187,933	6,140	13,230	①113,302	②201,163
2003年8月時点における再評価額(5%単利計算)	141,297	247,798	8,096	(f)17,445	③149,393	④265,243

図表 3 相当対価の計算

	超過収益	割引率		割引率	
	百万円	15.30%	百万円	8.30%	百万円
1998 年 12 月	非公開	0.8673	非公開	0.9234	非公開
1999 年 12 月	非公開	0.7522	非公開	0.8526	非公開
2000 年 12 月	非公開	0.6524	非公開	0.7873	非公開
2001 年 12 月	非公開	0.5658	非公開	0.7269	非公開
2002 年 12 月	26,029	0.4907	12,774	0.6712	(g)17,471
2003 年 12 月	33,458	0.4256	14,240	0.6198	20,736
2004 年 12 月	40,035	0.3691	14,779	0.5723	22,911
2005 年 12 月	42,035	0.3202	13,458	0.5284	(h)22,615
2006 年 12 月	42,799	0.2777	11,884	0.4879	21,961
2007 年 12 月	44,457	0.2408	10,706	0.4505	21,468
2008 年 12 月	47,651	0.2089	9,953	0.4160	20,797
2009 年 12 月	49,994	0.1812	9,057	0.3841	20,027
2010 年 12 月	44,092	0.1571	6,928	0.3547	(i)15,638
			(a)120,824	小計	(b)201,271
			-1,618		-1,618
			-1,000		-1,000
発効日			(c)118,206		(d)198,653

図表 4 LED事業 (図表 3 の現在価値を求めるための毎年の超過収益)

資リスクプレミアムが 10.0%と通常の開発投資リスクプレミアムの 3.0%に置き換えると資本コストは 15.3%が得られる。

この図表3の基礎資料が図表4と図表5で、これらの図表における(a)から(f)までの記号は筆者が相互参照のために加筆したものである。

超過収益予測の前提になる売上予測は米国ストラテジー・アンリミティッド社の市場予測と中村教授の予測に基づいている。図表7では、算定基礎を 2002 年 12 月の 17,471 百万円(g)、2005 年 12 月の 22,615 百万円(h)および 2010 年 12 月期 15,638 百万円(i)を例として示している。超過収益評価を考える場合、他の売上は横ばいとしており、また赤色LEDはスタンレー電気が 25 年にわたり市場シェアトップを維持していることも青色LEDの売上予測に加味している。

ストラテジー・アンリミティッド社の市場予測の信憑性については、小山稔日亜化学顧問(元技師長)が、『Gallium Nitride 1997』をその著書『青の奇跡』226 ページを引用しているなどレポートは信頼性が高いとしている。これはさらに矢野経済研究所『拡大するLED市場の現状と将来展

青色LED特許権の『相当の対価』算定における無形資産の超過収益の価値評価について  
 弁護士 升永英俊殿  
 平成 15 年 8 月 22 日  
 渡辺啓司<sup>Ⓔ</sup>  
 永田高士<sup>Ⓔ</sup>  
 早稲田大学高林龍教授『標準特許法』によれば、使用者が発明を独占することにより得られる利益とは使用者自身が発明を自社実施している場合には、それによる超過利潤であり…日亜化学工業の青色LEDと青色LD事業の超過収益の価値の評価において、相当の対価は次のように求める。  
 相当の対価 = 超過収益 × 特許の貢献割合 × (1 - 使用者貢献割合)

	無形固定資産の貢献による超過収益	割引率	現在価値 百万円
		8.30%	
1998 年	非公開	0.9234	非公開
1999 年	非公開	0.8526	非公開
2000 年	非公開	0.7873	非公開
2001 年	非公開	0.7269	非公開
2002 年	非公開	0.6712	非公開
2003 年	32	0.6198	20
2004 年	272	0.5723	156
2005 年	826	0.5284	436
2006 年	1,447	0.4879	706
2007 年	3,192	0.4505	1,438
2008 年	5,627	0.416	2,341
2009 年	9,920	0.3841	3,810
2010 年	14,278	0.3547	5,064
			(e)13,985 (経過省略)
2003 年 8 月の現在価値			(f)17,445

図表 5 青色LED事業(同上)

望』(147 ページ)の 2005 年度青色LED市場予測(3.860 億円)と比べてむしろ保守的であるとしている。

なお、図表7から計算可能であるが、トーマツ鑑定書では売上営業利益率を 2002 年は約 53%と試算している。これが、2005 年には 47.6%、2010 年には 38.6%と見積もっている。発効日における超過収益の現在価値は、図表 4 の(d)のように 198,653 百万円と求められる。なお非公開項目とは、裁判所が裁判当事者以外には非公開とした項目である。

ここで用いられているパラメーターは以下の通りである。

必要運転資本 = 流動資産計 - (流動負債 - 短期借入金)

必要固定資本 = 固定資産計 - 退職給与引当金残

税効果前

必要運転資本: 長期プライムレート(過去 10 年の長期プライムレート 1.79%) + 1% = 2.79%

必要固定資本: 長期プライムレート(過去 10 年の長期プライムレート 2.69%) + 1% = 3.69%

税効果後

必要運転資本  $2.79\% \times 62\% + 2.79\% \times (1 - 62\%) \times (1 - 40\%) = 2.37\%$

必要固定資本  $3.69\% \times 62\% + 3.69\% \times (1 - 62\%) \times (1 - 40\%) = 3.13\%$

従って、例えば 2002 年 12 月の場合のキャピタル・チャージは次のように求めている。まず、「売上高/12 ヶ月 × 回転月数(6.0 ヶ月) = 45,450 百万円」の式(= 45,450 百万円 × 2.37%)により、1,075 百万円と求める。同様に、売上高/12 ヶ月 × 回転月数(7.6 ヶ月) = 57,570 百万円と求める。これに 3.13% を乗じて、1,801 百万円をもとめている。

ここで、投資リスクプレミアムは投資銀行で採用されている代表的数値 5.0% とし(通常は 4% から 6%)、リスクフリー・レートは過去 10 年間、10 年国債の平均利回り

	2002 年 (百万円)	2005 年 (百万円)	2010 年 (百万円)
	2002 年	2005 年	特許満了 10 月 25 日
売上高	90,900	168,495	220,350
営業費用	42,723	88,276	135,241
営業利益	48,177	80,219	85,109
税金 40%	19,271	32,088	34,044
税引後営業利益	28,906	48,131	51,065
キャピタル・チャージ			
必要運転資本(2.37%)	-1,075	-1,993	-2,607
必要固定資産(3.13%)	-1,801	-3,339	-4,367
無形資産貢献利益	26,029	42,799	44,092
割引率(8.3%)	0.6712	0.5284	0.3547
現在価値	(g)17,471	(h)22,615	(i)15,638

(注)1994 年から 2001 年までは非公開。

2003、04、06～09 の各年度の欄は省略

図表 6 超過収益の3つの計算例

ある 2.29%、実効税率は 40.0%(2004 年 12 月期までは 41.8%、2005 年 12 月期以降は 40.5%)としている。β 値については、2001 年 8 月 10 日から 2003 年 8 月 1 日の週間値に関するブルームバーグ社オンラインサービスによる修正後 β を参考にしている(米国クリー社 1.59%、豊田合成 1.02%、スタンレー 0.79%、シチズン 0.52%)。なお、ここでの修正後 β は未修正 β から異常値の上限 5% と下限 5% を除去したものである。

トーマツ鑑定書の最大の問題点は、鑑定書の標題を「日亜の青色 LED と青色 LD 事業の超過収益の価値の評価」とするがごとく、法律の非専門家が勝手に超過収益説を採用し、その採用理由を 1 冊の本に求めるのみであり、他の方法による評価との相互検証を省略したことにある。

次に、超過収益の計算根拠は期間損益に求めているが、そうであれば財務会計では設備投資とされた個別固定費についての検証が必要であり、必要とあればこれらもキャピタル・チャージや減価償却によらずして費用と同様に控除すべきで可かもしれない。

被告側から指摘されたその他の問題点は以下の通りである。

判決(2)ア「…特許法 35 条の相当対価算定において算出されるべきは、あくまで譲渡時における期待利益であって、…譲渡時において合理的に予想される限度に於ける将来利益であって…原告の主張は、その前提となる特許法の趣旨の理解を誤ったものというべきであり、この誤った理解に基づくトーマツ鑑定書及びベンチャーラボ & ASG 鑑定書の各鑑定結果も、また誤りといわなければならない」とあるが、しかし、本件については、判決ではこの被告側の意見は否定された。

判決ウ①「したがって、特許関連製品がもたらした利益を算定するに際しては、トーマツ鑑定書が採用する税引後営業利益ではなく、税引後当期利益を基礎とすべきである」とあるが、しかし、これに関してトーマツ鑑定書でもキャピタル・チャージ等として控除済のように思考えられる。

判決ウ②(研究開発費及び試験研究用固定資産残高について)「トーマツ鑑定書では、原告自身の評価に基づき 10 億円の研究開発費を控除しているが、なぜ会計帳簿記載の客観的な数値によらず、原告自身の評価額などという根拠薄弱な数値を採用するのか、理解に苦しむ。」とあるが、これについては被告側の反論にも合理性がある。

判決ウ④「トーマツ鑑定書は、プライムレートを基礎として自己資本コストを産出しているが、自己資本コスト率は、

			評価値	平均値
			億円	%
実施料率法			2,911	0.4
FCF 方式		A	2,870	-1.01
FCF 方式		B	2,942	1.47
モンテカルロ	FCF	A	2,872	-0.94
モンテカルロ	FCF	B	2,940	1.4
モンテカルロ	売上高	A	2,841	-2.01
モンテカルロ	売上高	B	2,919	0.68
		平均値	2,899	0

図表 7 ベンチャーラボおよびASG鑑定書の評価値の分散

元本保証のない抛出资本を回収するのに見合う率に設定されるものであり、その算出に元本保証のある投資に対するリターンに利率であるプライムレートを用いるのは不適切である。」とあり、これにも検討が必要であろう。

4. 新日本鑑定書

新日本鑑定書の概要は以下の通りである。

調査結果報告書	
日亜化学工業株式会社	
代表取締役社長 小川英治殿	
特許法第 35 条に定める特許権の相当の対価を算定するためには、当該特許関連製品が会社にもたらした利益または損失の額を算定することが合理的であると考えられるため、以下の作業を実施いたしました。…	
平成 15 年 6 月 10 日	
二村隆章®	

結論は、特許関連製品が獲得した当期利益累計額が 23,378 であり、製品販売前開発コスト 5,263 百万円、研究開発用固定資産未償却残高 7,279 百万円および自己資本コスト 12,286 百万円を控除すると損失額が 1,490 百万円としている。

特許関連製品が獲得した当期利益累計額	23,378
製品販売前開発コスト	-5,263

研究開発用固定資産未償却残高	-7,279
自己資本コスト	-12,286
損失額	1,490

この際に成蹊大学経済学部の伊藤克容助教授の指導を受けており、自己資本コストは自己資本コスト率×使用自己資本の額とし、自己資本コスト率は  $R_f + \beta(R_m - R_f)$  と説明している。なお、自己資本コスト率は競合会社の米国クリー社の 16.61%を採用した。

新日本監査法人所属の二村隆章公認会計士の鑑定結果では結論が、マイナス評価と際立っている。正式には「調査結果報告書」という鑑定書では、次のように「特許法第 35 条に定める特許権の相当の対価を算定するためには、当該特許関連製品が会社にもたらした利益または損失の額を算定することが合理的であると考えられるため、以下の作業を実施いたしました。」と断定しているが、しかし、なぜ合理的であるのか説明が全く欠落している。

ここでは、過年度の利益の総額から未償却の関連固定資産の残額とクリー社の 16.61%を準用した自己資本コストを控除した額がマイナス 14 億 9,000 万円と結論付けている。

必ずしも鑑定書では特許権の価値がゼロとかマイナスと言い切っているわけではないが、鑑定書である以上は、上記の本文から特許権の価値はゼロを示唆していることには変わらない。

判決文では、次の 3 つの疑問点が新日本鑑定書に投げられた。

- 研究開発費及び研究資産未償却残高の範囲が不明確であって、青色 LED 及び LD 以外の製品に関連する費用が含まれていることが疑われる。
- 資本コスト率において、米国法人であるクリー社を用いているが、その理由が明らかではない「事業化はいわば成功が保証されていた技術である…そもそも通常と同様の資本コストを考慮すること自体も疑問である。」
- 平成 14 年以降の被告会社の売上高や市場規模が一切、考慮されていない。

判決は、「これは青色発光 LED 及び LD の製造販売により被告会社が巨額の利益を得ている現在の実情

とあまりにかけ離れた結論であり、同鑑定書の信憑性自体に疑問を抱かざるをえない」と判断した。

## 5. ベンチャーラボ&ASG鑑定書

ベンチャーラボ&ASG鑑定書の本文は次の通りである。

特許第 2628404 号について当該特許が有する価額(経済的価値)を中心とした当該特許の総合的価値評価を行う。…評価年月日平成 15 年 8 月 26 日から平成 15 年 9 月 8 日  
須貝英雄◎、菅尚美◎、木島研二◎、町田育彦◎、魚井 倫武◎(以上ベンチャーラボ)、青野賢◎、岩崎剛◎(以上 ASG 監査法人)、山中唯義 決済◎

ベンチャーラボ&ASG鑑定書では、次の6方式のうち、上の3方式を採用した。ちなみに特許庁方式とは、公式「基本額×実施料率(基準率×利用率×増減率×開拓率)」の結果を現在価値に換算したもので、これは突出した特許には使用できないと説明している。

- ①. 実施料率法
- ②. キャッシュフロー法
- ③. モンテカルロ法
- ④. 特許庁方式
- ⑤. コストアプローチ法
- ⑥. 弁理士会方式

以下の鑑定手続きに先立ち、当該特許(404 特許)を技術、市場、事業性からの個別精査評価を行った。例えば、特許の価値を5段階評価するなど、会計面以外の評価ポイントが充実している。また、SU レポート(SU-25)「Gallium Nitride 2003」の GaN-Based LED Market Forecast の予測値から、平成7年から平成14年までのマーケットシェア平均値を平成15年以降持続と仮定した。

①実施料率をベースにした価額評価では、実施料率20%として2,911億円を求めた。最も単純な方法であるが、原理的には判決では、この使用料の対象売上高を半分と修正した方法が採用されている。ここでは、実施料率は平均実施料率(5%)の4倍の20%はあると考えた。

②FCFをベースにした価額評価は、割引率を資本コスト3.47%+ビジネスリスク3%とした6.47%を用いたA法で2,870億円、B法では2,942億円としている。これはは

キャピタル・チャージを加味しない方式をA法、加味する方法をB法としている(以下同様)。

割引率6.47%で、現在価値2,176.28億円で平成9年4月以前分の31.52億円を加えると、平成15年8月末の2,911.07億円が求められる。ここで鑑定書の割引率6.47%の求め方を、下記のように要約できる。

- ①. リスクフリーレート(2.30%)10年国債の10年間の平均利回り
- ②. リスクプレミアム(4.70%) TOPIX のそれは3.6%。第11回社会保障審議会年金資産運用分科会議事録の大和総研の飛田公治氏は4.77%との将来予測。
- ③.  $\beta$  (0.95) 豊田合成と同値
- ④. 株主資本コスト(6.77%)①+②×③
- ⑤. 実効税率(40%)
- ⑥. 借入資本コスト(1.38%)①×(100%-⑤)
- ⑦. 借入依存率(61.20%)
- ⑧. WACC(3.47%)④×(100%-⑦)+⑥×⑦
- ⑨. ビジネスリスク(3.00%)
- ⑩. 資本コスト(6.47%)⑧+⑨
- ⑪. 必要運転資本期待利回り(2.71%)  
 $A \times (100\% - ⑦) + A \times ⑦ \times (100\% - ⑤)$ 。ただし、「過去10年間の短期プライム平均値+1%」Aを上記で加重平均。  
必要固定資産期待利回り(2.79%)  
 $B \times (100\% - ⑦) + B \times ⑦ \times (100\% - ⑤)$ 。ただし、「過去10年間の長期プライム平均値+1%」Bを上記の算式で加重平均した。

③当社では、モンテカルロ法でも評価している。モンテカルロ法で求めた評価額は、(1) FCFベースと(2) 売上高ベースとの2つにて鑑定している(図表7)。(1) FCFベースでのA法で25%の場合が273,281百万円、50%で287,202百万円、75%で300,049百万円(中間値2,872億円)、B法で25%の場合が288,126百万円、50%で294,047百万円75%で300,121百万円(中間値2,940億円)と求めている。(1)のFCF法では、クリー社のEV(経済価値)の変化率の標準偏差9.789%を用いている。ここでEV=株式時価総額-資産総額+負債総額とし、試行回数を10,000回としている。

また(2) 売上高ベース(市場シェア法)でA法では25%の場合が275,847百万円、50%で284,093百万円75%で292,453百万円(中間値2,841億円)、B法で25%で284,076百万円、50%で291,887百万円75%で



300,044 百万円(中間値 2,919 億円)と求めている。

ベンチャーラボ&ASG鑑定書では、ベンチャーラボの代表である山中唯義氏が決裁者として押印をしている。鑑定とは学識経験者が各自の良心に従って意見を述べると考えられるが、ここでの「決済」の意味が明確でない。仮に決裁者と各鑑定人の意見が対立した場合、両者の関係がどのようになるのか、例えば各鑑定人の結果調整が決裁者の指示で行われていないのかという意味で「決済」の意味が明確ではないのである。

ここでは一つの方法によらず複数の評価方法を用いて、相互チェックを行った点を評価したい。ただ、7つのいずれの評価法でも、図表 2 の通り特許権の価値は 2,870 億円から 2,942 億円の範囲内で、平均値からは最大 2.01%の乖離に収まる。しかし、仮に鑑定者が相互独立に鑑定を行っていたとすれば通常は鑑定結果がこのような狭い差の範囲に収まることは考えにくいので検証が必要である。

## 6. 判決

判決では、独占の利益の算定方法には二方法が考えられるとしている。

### ① 超過利益法:

日亜化学における超過売上高を求め、これから得る利益を算定する方法、

### ② 実施料率法:

豊田合成及びクリー社に特許を許した場合を想定して、その場合に得られる実施料収入により算定する方法

判決では、3 つの全く異なった鑑定金額を検討した結果、原告側の2つの鑑定書が採用した①の方法は寄与率、将来の投資額、資本コストなどの算定において容易ではないとして、従って①を採用しなかった。

東京地裁は、原告側のベンチャーラボ・ASG鑑定書でも採用している②法を修正の上で採用した。修正点は、

青色LED及びLDの市場は、日亜化学、豊田合成及びクリー社による寡占市場で、これら3社の間には製品自体の競争力のほかにその売上高を大きく左右する事情(例えば企業規模や販売力の顕著な差等)がない。だから仮に日亜化学が特許権をライバルの豊田合成及びクリー社に使わせていれば、売上高のうち少なくとも2分の1に当たる製品は、豊田合成及びクリー社が販売可能である。

実施料額を算定するための豊田合成及びクリー社の売上高は、売り上げ高の2分の1、すなわち、平成6年度から平成22年度までの、被告会社の青色LED及びLDに関する売上高の実績額及び予想額につき、平成9年4月18日の時点の現在価値として計算した1兆2,086億127万円の2分の1とみなす。したがって、上記の時点(平成9年4月18日)の現在価値として算定した実施料額は、これに本件の特許の実施料率20%を乗じれば1,208 億6,012 万円となる。

$$1兆2,086億127万円 \times 1/2 \times 0.2 = 1,208億6,012万円$$

これを即ち、日亜化学の特許独占の利益、約1,208億円となる。その結果、この1,208億円が特許権の価値と認定され、原告・中村博士の寄与率が50%として604億円と認定するが、請求額が200億円であるから、「被告は、原告に対し、200億円及び…年5分の割合による金員」の支払いを認めた。

## 7. 結論

上記のように、明らかに欠陥あるいは検討の余地が残る鑑定書しかない状態で本判決は出されている。従って、控訴審において鑑定書が再検討される必要があると思われる。より標準的な鑑定をもとにしたと仮定するの、超過収益法あるいはDCF法などが実施料率法と併用される余地がないのか、司法関係者や会計関係者のみならず、税務関係者や不動産権鑑定関係者からも控訴審が注目されている。

(受理 平成 16 年 3 月 19 日)